中小企業へ経営会議導入を実践する
税理士法人AIF事務所便り
2017.3.1
296号
【発行】税理士法人ＡＩＦ

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-5-3エルグビル2F　TEL：03-3980-2326　FAX：03-3980-2996　HP：http://www.profit21.co.jp/aif/

新人社員が2名入社しました。

珍田　高穂

皆さん初めまして。１月末日に入社しました珍田高穂と申します。前職の経験を生かし一日でも早く皆様のお役に立てるように精一杯頑張りたいと思います。
慣れない点や至らない点もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

横尾　遼

皆さん初めまして。
２月に入社しました横尾遼と申します。
未経験のスタートになりますのでご迷惑をお掛けすると思いますが、皆さんに少しでも早く追いつけるように頑張りますので宜しくお願い致します。

知って得する税金情報

●法人税・所得税

・経営セーフティ共済（倒産防止共済） http://www.smrj.go.jp/tkyosai/index.html

中小企業の連鎖倒産防止のための国の制度。1 年以上継続している法人･個人の中小事業者が加入できる。掛金最高月 20 万円・年間 240 万円・800 万円まで積立可能。短期前払費用として、年払い 240 万円を全額損金可能となる。決算対策として、国が元金保全、全額損金、決算日直前で対策可能。

・商業･サービス業･農林水産業活性化税制 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm

商業・サービス業等を営み、青色申告書を提出する中小企業者等が、経営改善設備を取得等した場合に、取得価額の 30%特別償却又は 7%税額控除を受けることができる措置です。（資本金又は出資金の額が 3,000 万円を超える法人（中小企業等協同組合等を除きます）は、税額控除の適用を受けることはできません）経営改善設備とは、認定経営革新等支援機関等（税理士法人ＡＩＦ）から経営の改善に資する資産として書類（経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類）に記載された以下の設備です。

・器具及び備品（1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のもの）
・建物附属設備（1 台の取得価額が 60 万円以上のもの）

●所得税

・所得拡大税制 http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html

個人の所得拡大（消費拡大）を図り、企業側の労働分配（給与の支給）を促すために、創設された税制です。対象は青色申告の法人･個人です。適用要件は３つあります（詳細は当事務所担当にお聞きください。平成 29 年度改正有り）が、新設法人や個人事業主は使用しやすい制度です。 平成 25 年 4 月 1 日以後に新設した法人や平成 26 年 1 月 1 日以後に開業した個人事業主は基準事業年度（基準年度）が無いため、要件はどう判定していくのかというと、設立事業年度（設立年度）の給与等支給額の 70%と定められており、設立当初よりスタッフを雇用している場合は必ず増加額が生じるため、この制度をぜひ活用しましょう！

・小規模企業共済 http://www.smrj.go.jp/skyosai/index.html

小規模企業共済は国がつくった「経営者の退職金制度」です。毎月の掛金は全額所得控除になります。

月 7 万円～最高 84 万円の所得控除となり、税率 55% の高所得者であれば、所得税 46.2 万円減税となり 20 年間掛け続ければ 924 万円もの減税効果があります。共済金受取時も退職所得となり、20 年 800 万円まで所得税は非課税です。解約事由によって共済金額が変わりますので注意してください。20 年間継続、65 歳退職をめどに加入を検討してください。平成 28 年改正があり、共同経営者（配偶者）の加入も認められ益々節税効果が高くなりました。

・ふるさと納税 https://www.furusato-tax.jp/

すっかり定着した感がありますが、まだ「面倒くさい」「実際得するか良く理解できない」「先にお金が出るのはイヤだ」等々の理由でされていない人も多いようです。寄附をすると、税金が控除され、さらには寄附した地域からお礼の品として美味しいお肉やお魚などがもらえることがあります。例えば年収 600 万円の方は、ふるさと納税を活用しない場合は 65,000 円の税金を納めるところ、ふるさと納税で 65,000 円を寄附することで、63,000 円の税金を先払いしたことになり本来支払う分から税金が差し引かれ、さらに寄附先からお米や和牛などをもらえることがあります。ふるさと納税をされている方はしない年度の住民税とした年度の住民税を年間比較されると効果は一目瞭然となります。

●相続税

・相続対策 https://www.hokende.com/columns/wisdom/life/6

相続対策の一番は法定相続人 ×500 万円の生命保険非課税枠の活用です。例えば妻･子供 2 人がいらっしゃる場合、受取人をそれらの方にしておくと【3 人 ×500 万円の 1500 万円】までは生命保険金は相続税非課税となります。1500 万円の定期預金であれば最高 55%、825 万円もの相続税が課税されます。一時払い終身保険なら最高 90 歳まで保険に加入でき、お金が必要な時はいつでも解約できます。（3 年程度で払込金額程度の解約金）また死亡された場合、面倒な手続きなしに保険金を受取れます。なお、借金が多く相続放棄手続きをしても保険金を受け取れます。注意したいのは破たん懸念のない生命保険会社に加入することです。

税金は何かされる前に相談をされることをお勧めします。
後の祭りとはよく言ったもので、取り返しのつかない税金も多いのです。